

# 改正会社法と同改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等案の概要

令和2年11月24日

弁護士法人中央総合法律事務所  
弁護士 西川 昇大

## 第1 はじめに

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下「改正法」といいます。）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号。以下「整備法」といいます。）が、令和元年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。

改正法の内容としましては、(1) 株主総会資料の電子提供制度の創設、(2) 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備、(3) 取締役の報酬規律の見直し、(4) 会社補償、役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備、(5) 社外取締役の義務付け及び活用等に関する規律の整備、(6) 社債の管理に関する規律の見直し、(7) 株式交付制度の創設などが挙げられます。

また、これらの改正に伴い、会社法の改正に伴う会社法施行規則等の改正案（以下「改正施行規則等案」といいます。）が、令和2年9月1日に公表され、同月30日までパブリックコメント手続に付されました。また、同年11月24日には、パブリックコメントの結果<sup>1</sup>が公示されました。本改正の対象となる改正施行規則等は、①会社法施行令、②会社法施行規則、③会社計算規則、④弁護士会登記令、⑤独立行政法人等登記令、⑥組合等登記令、⑦会社更生法施行令、⑧一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則となります。

本稿では、改正法及び改正施行規則等案の概要について、ご説明いたします。

## 第2 改正法及び改正施行規則等案の概要

### 1 株主総会資料の電子提供制度

#### (1) 改正法について

現行法では、株主総会資料を電磁的方法のみによって提供する方法は、株主の個別の承諾が必要とされているため、あまり利用されていませんでした。

そこで、改正法では、株式会社が、株主の個別の承諾なく、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、当該ウェブサイ

---

<sup>1</sup> 「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正 に関する意見募集の結果について」  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=300080224&Mode=1>

トのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料（株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告ならびに連結計算書類）を提供することができる制度（株主総会資料の電子提供制度）が設けられました（改正法第 325 条の 2 から第 325 条の 7 まで）。株式等振替制度による振替株式を発行する株式会社には、電子提供制度の採用が義務づけられますが、改正法の施行の際に現に振替株式を発行している株式会社は、改正法の施行日に電子提供措置をとる旨の定めをとる旨の定款変更決議がなされたものとみなされ、別途株主総会決議は不要です。

電子提供制度において、株式会社は、株主総会の日の 3 週間前までに株主総会資料を自社のウェブサイト等に掲載し、株主総会の日の 2 週間前までに株主に対してウェブサイトのアドレス等を記載した招集通知を発出することになります。株主総会資料のウェブサイトへの掲載を開始する日については、株主総会の日の 3 週間前の日又は招集の通知を発した日のいずれか早い日とすることとされています。

但し、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮し、株主は、株式会社に対し、株主総会資料に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができることとされています。

電子提供制度の創設により、株式会社にとっては、資料の印刷、郵送する時間やコストを削減するというメリットがあり、株主にとっては、早期に資料を吟味することが可能となるため、企業との対話が深まり、企業価値の向上に繋がることが期待されています。

## **(2) 改正施行規則等案について**

改正施行規則等案では、電子提供制度について、電子提供措置をとる方法に関する規定（会社法施行規則第 95 条の 2）、電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項に関する規定（電子提供に利用するウェブサイトのアドレス等の記載など。同規則第 95 条の 3）及び書面交付請求をした株主に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載することを要しない事項に関する規定（同規則第 95 条の 4）が新設されています。同規則第 95 条の 4 では、株主資本等変動計算書、個別注記表及び連結計算書類については、定款で定めることにより電子提供措置事項記載書面に記載することを要しないこととされています。

そのほか、所要の規定の整備がされることとなっています（同規則第 41 条第 7 号、第 54 条第 7 号など）。

## **2 株主提案権の制限**

### (1) 改正法について

改正法では、取締役会設置会社の株主が法 305 条 1 項（議案要領通知）に基づき株主提案をする場合において、株主提案権の濫用的行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提案しようとする議案の数を 10 に制限するとされています（改正法第 305 条第 4 項、第 5 項）。なお、役員等の選任・解任等に関する議案は、その人数にかかわらず 1 つの議案と数えられます。

また、議案の目的が不正な利益を図るものである場合や、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがある場合には、議案の提出が制限されます。

従前、特定の株主が膨大な議案を提案し、総会の進行に支障をきたす例が散見され、議案として不適切な例も見受けられました。今後は、会社側としても数を絞り、不適切な提案について拒めることとなったのは、総会改革にとっても大きな前進かと思われます。

## 3 取締役等の報酬に関する規律

### (1) 改正法について

取締役の報酬については、いわゆるお手盛りの危険がある一方、職務を執行する適切なインセンティブを付与するという重要な役割があります。

改正法では、報酬の透明性を図るため、①公開会社かつ大会社の監査役会設置会社で有価証券報告書の提出義務のある会社及び②監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の内容として定款又は株主総会決議による会社法 361 条 1 項各号（㉞額が確定しているものについてはその額、㉟額が確定していないものについてはその具体的な算定方法、㊱金銭でないものについてはその具体的な内容）の定めがある場合には、その定めに基づく取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針を取締役会で決定することが義務づけられます（改正法第 361 条第 7 項）。また、取締役は、株主総会において取締役の報酬等が相当であることについての説明義務（同条 4 項）があり、確定額である報酬についてもその対象となります。

また、改正法では、取締役に対する金銭でない報酬に関する規律が改められ、株式や新株予約権を報酬とする場合の株主総会決議事項が明示され、業務連動報酬をより適切かつ簡易に付与できるようにしています（改正法第 361 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 409 条第 3 項第 3 号から第 5 号まで）。なお、取締役の個人別の報酬については、事業報告での開示義務は設けられていません。

現状の実務は、株主総会決議において取締役の報酬等の総額の最高限度額を

定め、各取締役に対する配分額の決定については、取締役会の決定に委ねる場合が多く、個々の取締役がどれだけの報酬を受けるかといった事項に株主が意見を示すことができませんでした。今後、上場会社等では、報酬の配分が企業の方針に沿っているかを株主の目からもチェックされることとなりますので、報酬決定手続の整備が求められることとなります。

## (2) 改正施行規則等案について

改正施行規則等案では、改正法が一定の株式会社の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定することを義務付けたことを受けて、当該方針の具体的な内容を定める規定（会社法施行規則第98条の5）が新設されています。

また、改正施行規則等案では、改正法が取締役又は執行役の報酬等として株式若しくは新株予約権又はこれらと引換えにする払込みに充てるための金銭を付与する場合には定款又は株主総会の決議により法務省令で定める一定の事項を定めなければならないこととしたことを受けて、当該事項の具体的な内容を定める規定が新設されています（会社法施行規則第98条の2から第98条の4まで及び第111条から第111条の3まで）。例えば、取締役に報酬等として株式を付与する場合には、株式の数の上限のほか、①一定の事由が生ずるまで他人に譲り渡さないことを約させるときはその旨と当該一定の事由の概要、②一定の事由が生じたことを条件として会社への無償譲渡を約させるときはその旨と当該一定の事由の概要、③その他割り当てる条件を定めるときはその条件の概要を定めなければならないこととされています。

さらに、株主において報酬等の内容がインセンティブ付与の観点から適切に定められているか否かを判断できるように、事業報告における開示事項として、①取締役、会計参与、監査役又は執行役の報酬等に関する記載事項を拡充すること（会社法施行規則第121条第4号イ及びロ並びに第5号の2から第6号の3まで）、②報酬等として付与された株式や新株予約権等に関する記載事項（株式の数・新株予約権等の内容の概要及びこれらを有する者の人数）を追加すること（同規則第122条第1項第2号及び第123条第1号）が義務付けられています。

## 4 会社補償および役員等賠償責任保険契約（D&O保険）に関する規律

### (1) 改正法について

会社補償（役員等が職務執行に関して責任追及された場合に、株式会社が補償する制度）や役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は、会社と役員との利益相反の問題がある一方で、役員としての優秀な人材の確保や、役員等が職務執行につき過

度に萎縮することの防止という意義があります。しかし、現行会社法では、いずれに関しても規定がなく、その適否、手続、範囲等について解釈が確立されていませんでした。

そこで、改正法では、これらに関する手続や範囲等に関する規定が設けられました（改正法第 430 条の 2 及び第 430 条の 3）。

同規定では、「補償契約」は、「株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約」と定義されています。また、「役員等賠償責任保険契約」は、「株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く）」と定義されています。

会社補償の範囲は、役員等が法令に違反したこと等により、その責任追及に係る請求を受けたことに要する費用や、その役員等が第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失が含まれますが、相当と認められる額を超える部分の費用や、悪意又は重大な過失があった場合の損失は除外されます。

## **(2) 改正施行規則等案について**

上記のとおり、改正法では、「役員等のために締結される保険契約から当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたもの」を「役員等賠償責任保険契約」と定めています。改正施行規則等案では、役員等賠償責任保険契約に該当しない保険契約を定める規定（会社法施行規則第 115 条の 2）が新設されています。

また、改正施行規則等案では、役員等の選任議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に、補償契約や役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載しなければならないとされています（会社法施行規則第 74 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、第 74 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 75 条第 5 号及び第 6 号、第 76 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 77 条第 6 号及び第 7 号）。

さらに、事業年度の末日において公開会社、会計参与設置会社又は会計監査人設置会社である株式会社においては、補償契約に関する事項を事業報告の内容に含めなければならないとされています（会社法施行規則第 121 条第 3 号の 2 から第 3 号の 4 まで、第 125 条第 2 号から第 4 号まで、第 126 条第 7 号の 2 から第 7 号の 4 まで）。具体的な事項としては、①補償契約を締結している役員の氏名、②補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれな

いようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含みます。)、③当該事業年度において、役員に対して防御費用を補償した会社が当該役員の職務の執行に関し当該役員に責任があること又は当該役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨、④当該事業年度において、会社が役員に対し賠償金や和解金を補償したときは、その旨及び補償した金額となります。

同様に、事業年度の末日において公開会社である株式会社については、役員等賠償責任保険契約に関する事項を事業報告の内容に含めなければならないとされています(同規則第119条第2号の2、第121条の2)。具体的な事項としては、①被保険者の範囲、②役員等賠償責任保険契約の内容の概要(役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含みます。)となります。なお、「保険者の氏名又は名称」については、パブリックコメントの結果を踏まえ、削除が予定されています(前記注1「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」41頁)。

## 5 社外取締役の義務付け及び活用等

### (1) 改正法について

改正法では、上場会社に加え、非上場の大企業(公開会社(株式譲渡制限がない)かつ大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社)の監査役会設置会社で有価証券報告書の提出義務のある会社)にも社外取締役の設置が義務付けられたことが、主要な改正点の1つになっています(改正法第327条の2)。平成30年7月時点において、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は97.7%(市場第一部においては99.7%)となっているため、義務化は現状を追認する形ではありますが、法律で明記することにより、より一層ガバナンスの強化を図ることが期待されます。

また、改正法では、業務執行の社外取締役への委託に関する規律が整備されました(改正法第348条の2)。ここでは、マネジメント・バイアウトの場面や親子会社間の取引の場面など、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができることとし、委託された業務の執行をしても社外取締役の資格を失わないこととされています。

### (2) 改正施行規則等案について

改正施行規則等案では、改正法により一定の株式会社は社外取締役を置くことが義務付けられることに伴い、「社外役員」（会社法施行規則第2条第3項第5号ロ）及び「社外取締役候補者」（同項第7号ロ）の定義の見直しが行われています。また、社外取締役を置いていない一定の株式会社が取締役の選任議案を株主総会に提出する場合において、社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類に、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならないこととする規定（改正前会社法施行規則第74条の2）を削除するとともに、所要の規定の整備が行われています（改正前会社法施行規則第94条第1項第2号の削除）。

また、株式会社の事業報告について、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載しなければならない旨の規定が新設されています（会社法施行規則第124条第4号ホ）。

さらに、改正法により業務執行の社外取締役への委託に関する規律が整備されたことに伴い、「業務執行者」（会社法施行規則第2条第3項第6号イ）の定義の見直しその他の所要の改正が行われることとされています。

## 6 社債の管理

### (1) 改正法について

会社は、社債を発行する場合には、原則として、社債権者の保護のために社債管理者を定めなければなりません（法702条本文）、その確保が難しく、会社が社債管理者を定めない（同条ただし書）場合が多いことが指摘されていました。

そこで、改正法では、会社が社債管理者を定めることを要しないときは、社債権者による社債の管理を補助することを第三者に委託することができる制度として、社債管理補助者制度を設けられました（会社法第676条第7号の2及び第8号の2、第714条の2から第714条の7までなど）。

### (2) 改正施行規則等案について

改正施行規則等案では、社債管理補助者を置く場合における社債の募集事項の内容や社債管理補助者の資格等に関する規定を新設するなどの所要の改正が行われています（会社法施行規則第162条第5号から第7号まで、第163条第2号、第165条第6号、第8号及び第11号、第171条の2、第173条第1項第2号並びに第177条第3項第4号及び第5号）。なお、弁護士や弁護士法人等にも、社債管理補助者としての資格を付与することが想定されています。

## 7 株式交付制度

### (1) 改正法について

現行法では、株式会社（買収会社）が他の株式会社（対象会社）を子会社とするために対象会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対する当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる制度としては、対象会社を完全子会社とする場合の株式交換による場合以外は現物出資財産となるため、検査役の選任など手続きが煩雑となります。

そこで、改正法では、完全子会社としない場合にも買収会社の株式を対価として交付できる株式交付制度が設けられました（会社法第 774 条の 2 から第 774 条の 11 まで、第 816 条の 2 から第 816 条の 10 までなど）。株式交付制度では、会社が株式交付をする場合には、譲り受ける株式交付子会社（子会社）の株式の数の下限や対価として交付する株式交付親会社（親会社）の株式数などを記載した株式交付計画を、株主総会の特別決議で定める必要があり、決議がなされた場合、親会社は子会社の株主に対して通知を發します。子会社の株主で株式交付に応ずる者は、親会社に対して申込を行い、株式交付計画に定めた効力発生日に子会社の株式が親会社に譲渡され、当該株式の株主は、親会社の株主となります。

### (2) 改正施行規則等案について

改正施行規則等案では、取締役が株式交付計画の承認に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に記載すべき事項を定める規定

（会社法施行規則第 91 条の 2）が新設されています。具体的には、①株式交付を行う理由、②株式交付計画の内容の概要、③当該株式会社が株式交付親会社である場合、招集決定をした日において株式交付に際して本店等における備置き、閲覧等を通じて開示すべき事前開示事項（一部の事項を除きます。）があるときは、その内容の概要を記載すべきこととされています。

また、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みに関する規定（会社法施行規則第 179 条の 2 及び第 179 条の 3）及び株式交付親会社の事前開示事項及び事後開示事項に関する規定（会社法施行規則第 213 条の 2 及び第 213 条の 9）が新設されています。

## 第 3 施行日について

令和 2 年 11 月 20 日、「会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（政令第 325 号）、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令」（政令第 326 号）、「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の



整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令」(政令第327号)が公布され、改正法の一部及び整備法の施行日が令和3年3月1日とされました。但し、株主への株主総会資料の電子提供については、別途施行日が決定されるとのことです。

但し、弁護士会登記令、独立行政法人等登記令及び組合等登記令の改正規定については、整備法附則第2号に掲げる規定の施行日が令和3年2月15日とされています。また、会社法施行規則、会社計算規則及び一般法人法施行規則に係る改正規定のうち、株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定(改正省令案附則第1条ただし書に規定する規定)は、改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(改正法の公布の日(令和元年12月11日)から3年6か月を超えない範囲内で政令で定める日とされており、現時点では具体的な日程は未定)から施行することが予定されています。

なお、会社法施行規則につきましては、経過措置が定められる予定です(詳しくは、パブリックコメント「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」関連資料「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案の概要」<sup>2</sup>をご参照ください)。

---

<sup>2</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000206083>